

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		介護給付額減額の免除	
根拠法令及び条項		新座市介護保険規則第38条 (介護給付額減額の免除) 第38条 法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該減額等の免除を受けようとするときは、介護保険給付額減額免除申請書を提出しなければならない。	
所管部課係名		いきいき健康部介護保険課調査給付係	
審査基準	審	介護保険法施行令第35条 法第69条第1項ただし書に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる事情とする。 (1) 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) その他前2号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。	
	査	関係条項 介護保険法施行規則第113条 令第35条第3号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。 (1) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (3) 要介護被保険者等が被保護者であること。 (4) 要介護被保険者等が要保護者であって、給付額減額等の記載を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるものであること。	
	基	基準 (未設定の場合はその理由)	基準未設定 関係条項に掲げる事由に該当する場合であって、収入、資産の状況等を勘案し、個々具体的な事情に即して、個別に判断するため
	準	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 基準未設定 収入、資産の状況等の調査を行い、免除の決定を行うため	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	